

平成24年度 社団法人日本介護福祉士会

第18回

中国・四国ブロック研修会

参加・宿泊のご案内

開催日

平成24年 9月7(金)～8(土)

会場

高松テルサ〔大ホール〕

主催

社団法人 日本介護福祉士会
一般社団法人 香川県介護福祉士会

共催

愛媛県介護福祉士会
徳島県介護福祉士会
高知県介護福祉士会
岡山県介護福祉士会
広島県介護福祉士会
鳥取県介護福祉士会
島根県介護福祉士会
山口県介護福祉士会

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第55号 (社)日本旅行業協会正会員



名鉄観光サービス株式会社 高松支店

〒760-0023 高松市寿町1-4-3 (高松中央通りビル3階)

TEL 087-822-1621 FAX 087-822-1628

E-mail: takamatsu@mwt.co.jp

【営業時間】 月～金曜日 9:00～18:00 (土・日・祝日 休業)

～ごあいさつ～

この度『平成24年度 第18回 中国・四国ブロック研修会』が高松市で開催の運びとなりましたこと、心より歓迎申し上げます。

皆様の参加・ご宿泊等のお世話は名鉄観光サービス(株)高松支店がさせて頂くことになりました。お問い合わせ等ございましたら、お気軽にお申し付けくださいませ。

つきましては、下記のとおりご案内致しますのでお早めにお申込みくださいますようお願い申し上げます。

本研修会が有意義な大会となりますよう、支店社員一同、万全の体制で皆様をお迎え致しますので、宜敷くお願い申し上げます。

平成24年8月吉日

名鉄観光サービス株式会社 高松支店

支店長 元木 健 乗

1.参加費について

■参加費: ① 会員 3,000円 ② 会員外 8,000円 ③ 学生 1,000円

■開催日: 平成24年9月7日(金)～8日(土)

※お申込後の参加費の返金はできませんが、資料は参加券を郵送いただければ大会終了後送付致します。

2.交流会について

■参加費: 6,000円

■日 時: 平成24年9月7日(金) 18:30～20:30

■会 場: ホテル パールガーデン 香川県高松市福岡町2-2-1 TEL087-821-8500

3.ご宿泊について

■宿泊日: 平成24年9月7日(金)

■宿泊施設・料金【1泊朝食付(税金・サービス料込み)】お一人様

申込記号	宿泊施設	部屋タイプ	宿泊料金	会場まで	交流会会場まで
A	高松東急イン	シングル	9,450円	車で10分	車で7分
B	オークラホテル高松	シングル	6,800円	車で5分	車で3分
C	ホテルパールガーデン	シングル	6,920円	車で3分	交流会会場

【お願い】

●宿泊お申し込みの際は、別紙申込書の宿泊日に○印をつけ希望施設を必ず第2希望迄記号でご記入ください。

(1) 宿泊受付は、お申し込み順といたします。ご希望の旅館・ホテルが満室となった場合は他の旅館・ホテルへ振り替えさせていただきます場合がります。予めご了承ください。

(2) 旅館・ホテルで予め宿泊条件となっている食事(朝食)の変更は出来ません。

(3) 満室になり次第締切らせていただきます。

4.申込方法及び締切りについて

別紙「参加・宿泊申込書」に必要事項をご記入の上、名鉄観光(株)高松支店まで FAX又は郵送にてお申込みください。※必ず控えをお取り置きください。

申込締切日 平成24年7月27日(金)

5.お支払いについて

お申込締切り後、参加券・宿泊券 とっしょに振込用紙を送付いたしますのでご確認後、

8月24日（金）までにお振込みください。

事務手続き上、弊社よりお送りする振込用紙をご利用頂き、お振込みくださいますようお願い申し上げます。

6.変更・取消しについて

変更・取消は、お早めに書面にてご連絡ください。お申込後、お客様の都合により取消になる場合は、下記の取消料がかかりますのでご了承ください。

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の全額

取消の基準日は、郵便局の消印日、又は、FAXの通信日を有効といたしますので、必ず書面にてご連絡ください。取消後の返金は研修会終了後精算させていただきます。事務整理上多少日数がかかりますので予めご了承ください。

会場・宿泊施設案内図

会場

高松テルサ

香川県高松市屋島西町2366-1 TEL.087-844-3511

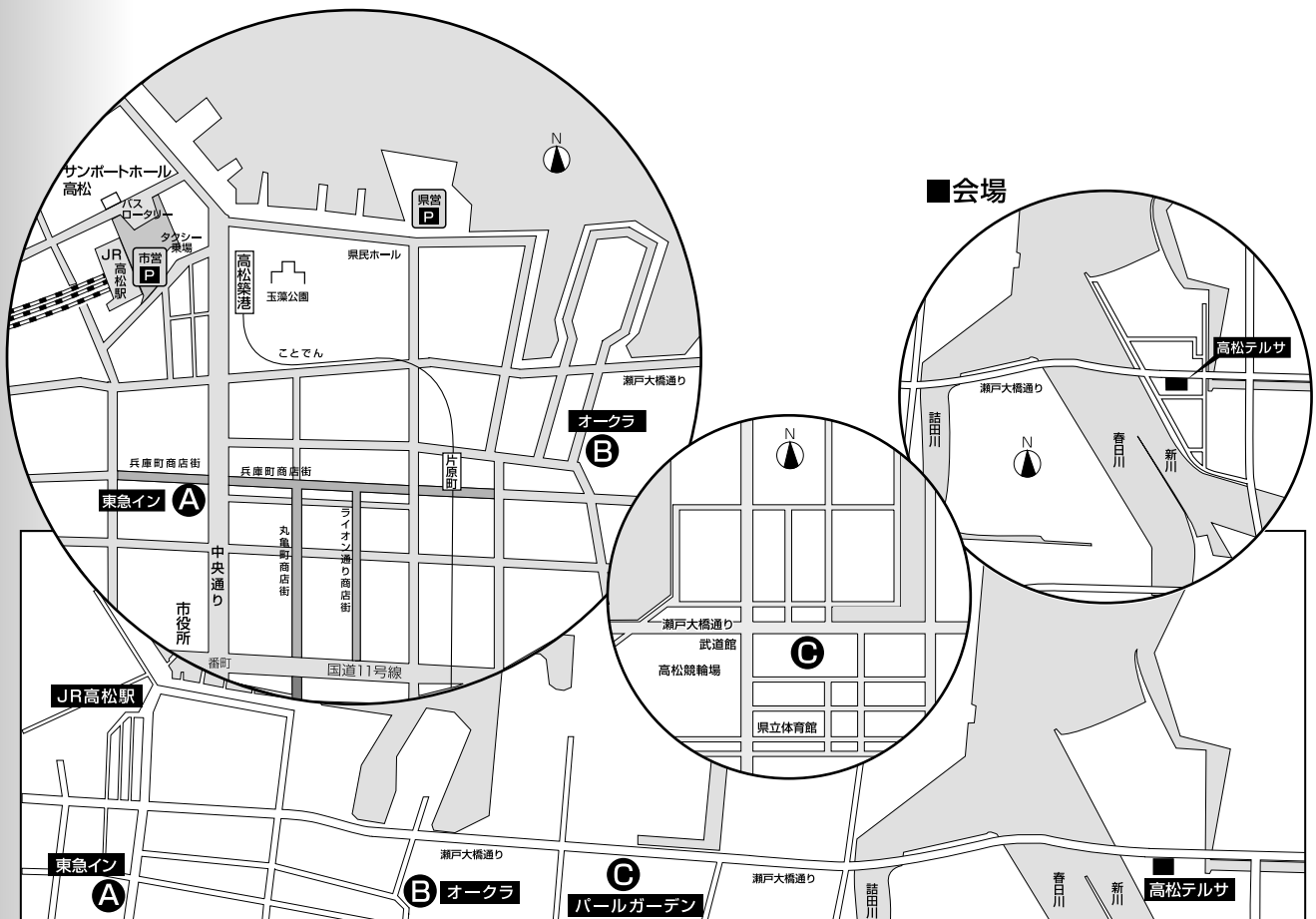
交流会会場

ホテル パールガーデン

香川県高松市福岡町2-2-1 TEL.087-821-8500

各宿泊施設より会場までのアクセス

- A** 高松東急イン……………車で 10分
- B** オークラホテル高松……………車で 5分
- C** ホテルパールガーデン……………車で 3分



旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行は名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号 観光庁長官登録旅行業第55号 以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は当パンフレットの記載内容・本旅行条件書・確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1.お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 未成年の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は「交流会・宿泊の申込について」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

「ご案内」に記載のとおりです。旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

4.旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5.旅行契約の解除

- (1) お客様は、「6.変更・取消について」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
■お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6.旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。
- (2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行なっていただきます。

7.当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ③自由行動中の事故④食中毒⑤盗難⑥運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8.旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
 - ①旅行開始日または旅行終了日
 - ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
 - ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
 - ④運送機関の種類または会社名
 - ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更
 - ⑥宿泊機関の種類または名称
 - ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
 - ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金をを支支払いせん。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
 - ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ.戦乱
 - ウ.暴動
 - エ.官公署の命令
 - オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ.旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
 - ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合
 - (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9.特別補償

当社は、特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。
死亡補償金1,500万円、
入院見舞金2～20万円、
通院見舞金1～5万円、
携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10.お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なることと認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

12.その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) 掲載の料理内容は季節やご人数により若干変更になる場合があります。また、料理の写真は盛り合わせの場合もあり、1人前とは限りません。
- (3) お客様の便宜をはかするため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- (4) この旅行条件・旅行代金は平成24年4月1日現在を基準としております。

名鉄観光サービス(株)は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報をお客様との連絡のためや、輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、主催者事務局に提供いたします。ご提出いただいた個人情報を、それ以外の目的では利用いたしません。

○上記、契約の内容・条件・当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

名鉄観光ホームページ
<http://www.mwt.co.jp> ⇒ ご利用案内(TOPページ最下部)

運営、約款、条件等について ⇒ 個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

●お申込み・お問い合わせは

観光庁長官登録旅行業第55号 (社)日本旅行業協会正会員

名鉄観光サービス株式会社 高松支店

〒760-0023 高松市寿町1-4-3(高松中央通りビル3階)

TEL 087-822-1621 FAX 087-822-1628

E-mail:takamatsu@mwt.co.jp

【営業時間】月～金曜日 9:00～18:00(土・日・祝日 休業)

第18回

中国・四国ブロック研修会

開催要項

テーマ『明るい介護の未来を創ろう』
～楽しい介護と暮らしを支える専門職を目指して～

■ 趣 旨

介護福祉士制度が誕生して25年がたちます。この間、介護保険制度の施行や社会福祉士及び介護福祉士法の改正が行なわれるなど、介護福祉士を取り巻く状況は大きく変わりました。

私たち介護福祉士は、新たな時代のニーズに適応していくと共に、常に利用者本位・最善の介護サービスを提供してきました。

今後、少子高齢化が進行する中で介護サービスを担っていくためには、私たち介護福祉士の役割がますます重要になります。

また、介護人材確保のためには、待遇の向上や資質の向上と専門性の確立が必要であり、介護福祉士が真に社会に評価され魅力ある職業として確立することが必要です。

このような状況において、将来、誰もが地域で安心して暮らせることが出来る社会を担う専門職として育つことを目的として本研修会を開催します。

■ 主 催

社団法人 日本介護福祉士会 一般社団法人 香川県介護福祉士会

■ 後 援

厚生労働省
香川県（予定）
高松市（予定）
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
社団法人 香川県医師会
社団法人 香川県歯科医師会
香川県老人福祉施設協議会
香川県老人保健施設協議会
社団法人 香川県看護協会
社団法人 香川県理学療法士会
社団法人 香川県作業療法士会
香川県精神保健福祉協会
一般社団法人 香川県社会福祉士会
香川県介護支援専門員協議会

（順不同）

■ 会 場

高松テルサ

■ 会 期

平成24年9月7日(金)・8日(土)

■ 日 程

・9月7日(金)

13:00～13:30 受 付

13:30～14:00 開 会 式

14:00～15:00 基調講演

『介護報酬改定など厚生行政を取り巻く情勢について』

講師 厚生労働省

15:20～17:00 記念講演

『尊厳を支える介護・介護福祉士の役割』(仮題)

講師 茨城県立医療大学 名誉教授 大田 仁史 先生

18:30～20:30 交流会〔パールガーデン〕

・9月8日(土)

9:00～10:50 実践報告・研究発表

第1分科会 施設部門

第2分科会 在宅部門

11:00～12:30 特別講演『助け合うって どういうこと』

講師 伊是名 夏子 氏

12:30～12:50 青年介護福祉士の主張

12:50～13:00 閉会式

■ 会 費

会 員： 3,000円

会員外： 8,000円

学 生： 1,000円

■ そ の 他

研修会参加の時には日本介護福祉士会生涯学習手帳をご持参下さい。

【研修会事務局】

一般社団法人 香川県介護福祉士会

〒762-0044 坂出市本町三丁目6-26
トマトマンション203号
TEL.0877-46-0143
FAX.0877-46-0133
E-mail:kagawa-kaigo@shirt.ocn.ne.jp

【参加申込先】

名鉄観光サービス株式会社 高松支店

〒760-0023 高松市寿町1-4-3(高松中央通りビル3F)
TEL.0877-46-0143 FAX.0877-46-0133
E-mail:takamatsu@mwt.co.jp

【営業時間】 月～金曜日 9:00～18:00(土・日・祝日 休業)